

8 自治会活動中の保険

市では、自治会活動において、思いがけない事故に備え保険に加入しています。

なお、保険対象外の事例がありますので、各自治会で別途保険に加入されることをおすすめします。

8-1 自治会長等普通傷害保険

(1) 被保険者（この保険で守られる方）

自治会長、自治会連合会長

(2) 概要

被保険者自身が、自治会活動中（活動に従事または自治会行事に参加中）における「急激かつ偶然な外来の事故」でケガや亡くなられた場合、市が加入する「自治会長等普通傷害保険」で、補償することができます。

自宅と現地までの道のりや帰宅途中も対象となりますが、途中、私的にどこかに立ち寄ったり、経路を逸脱したような場合は対象になりませんので、注意が必要です。

(3) 対象となる活動例

- 例えば
- ・ 広報紙の配布中に転倒し、骨折した。
 - ・ 自治会が主催する会議中に転倒し、捻挫した。

(4) 対象にならない事故

故意、自殺行為、犯罪行為、法令違反、疾病などで被った傷害

(5) 事故が発生した場合

万が一、事故が起きてしまったら、速やかに協働まちづくり課へ事故報告してください。（土日祝日の場合は翌開庁日）

保険の対象になるかどうかを含め保険会社と調査などを行い、対象と判断された場合は保険金請求に必要な手続きを進めます。

担 当	協働まちづくり課コミュニティ推進室
電 話	44-3107
メー ル	shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

8-2 防火防災訓練災害補償等共済制度

(1) 被保険者（この保険で守られる方）

市や自主防災隊などが主催する防火防災訓練へ参加する者

※ 市外からの参加者も含まれます。

※ 市が主催する防災訓練は全て対象となりますが、自主防災隊などが主催する防災訓練は、年度初めに危機管理課へ訓練計画書を提出し、承認を得ているものが対象です。

(2) 概要

市では、市や自主防災隊などが主催する防火防災訓練に参加された方が、その訓練を原因とする事故でケガや亡くなられた場合、市が加入する「防火防災訓練災害補償等共済制度」で、補償することができます。

(3) 対象となる活動例

例えば

- ・ 市が主催する防災訓練中に転倒し、捻挫した。
- ・ 市が主催する防災啓発活動中に転倒し、骨折した。
- ・ 自主防災隊が主催の防火訓練中に火傷した。

(4) 事故が起きた場合は

万が一、事故が起きてしまったら、速やかに危機管理課へ事故報告をしてください。（土日祝日の場合は翌開庁日）

保険の対象になるかどうかを含め保険会社と調査などを行い、対象と判断された場合は保険金請求に必要な手続きを進めます。

詳しくは、
二次元コードを
読み取って
ご覧ください。



担 当	危機管理課災害対策係
電 話	86-3701
メー ル	bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp